

議事要旨(4) 四半期財務諸表の作成基準に関する論点の検討について

新井専門研究員から、平成 18 年 1 月 26 日開催の第 13 回専門委員会で審議した原価差異及び為替換算の論点を中心に、資料(4) -1 及び資料(4) -4 に基づいて審議状況が紹介された。

また、平成 12 年 12 月 22 日に金融審議会第 1 部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」の中で、同年 6 月 28 日の金融審議会第 1 部会報告ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告に沿って制度化することが適当である旨が示されていることも報告された。

1. 原価差異

原価差異については、主に、原価差異の配賦方法の簡便的処理、簡便的処理と原価差異の繰延処理の関係についての専門委員会での審議状況が説明された。

原価差異に関する検討のポイントとしては、原価計算は経営管理ツールとして各社各様であると考えられるので、原価差異の簡便的な調整計算方法は、例示として掲げることによいか、原価差異について、材料受入価格差異とそれ以外の原価差異を分けて取扱うべきか、原価差額の調整計算は、基本的には、各社の経営管理手法に委ねることとするが、セグメント情報開示との関係から、開示セグメントを越えることはできないという制約を設けることによいか、原価差異に重要性が乏しい場合には、調整計算を行わないことができる（売上原価に賦課）ことによいかという点であることが説明された。専門委員会では、これらの点について、重要性のいかんと問わず、原価差異を売上原価に配賦するか否かは経営の判断に任せるべき、事務局案として示された算定式は、迅速性の観点からあくまで例示とすべき、材料受入価格のみ別の取扱いとすべきではない等の意見があったことが紹介された。

委員からは、企業によって原価差異を管理する区分は様々であるため、「セグメント情報開示との関係から、開示セグメントを越えることはできない」といった制約を設けるべきではないとの発言があった。

2. 為替換算

為替換算については、四半期決算手続と関係するものであるが、在外子会社等を通じた海外事業に係る為替換算が重要な場合に、経済的実態を見誤らない方法についての専門委員会での審議状況が説明された（資料(4) -4 為替換算 参照）。専門委員会では、累計差額方式から四半期単位積上げ方式に変更するのと同程度の負担がかかり解決策になら

ない、為替換算による歪みを開示したくない経営者もいるので経営者の選択に任せてもよいのではないかと、四半期決算手続の方法自体は変更せず、連結財務諸表を調整する簡便法もあるのではないかと等の意見があったことが紹介された。

委員からの主な発言は以下のとおりである。

- ・ 事務局案は、作成者に会計システムの変更を強いるものである。それには、費用がかかり、その結果得られる便益によって正当化できるものではない。海外の基準では、四半期決算について為替の規定はないと思う。論点整理に寄せられるコメントを踏まえてよく検討してほしい。四半期財務諸表の導入が年度の財務諸表の会計処理に影響を及ぼすべきではない。
- ・ 投資家が必要とする開示を求めることは、作成者に負担を求める理由になる。コストをかけても、より適切な開示を行う企業は評価される。
- ・ 重要性で判断すべきであり、公認会計士等のレビューがどのように行われるかによっても左右される問題だと思う。

以 上